

岩手県地域防災計画（本編第2章 災害予防計画 第20節 ボランティア育成計画）

第1 基本方針

- 1 ボランティア活動についての普及啓発を図る。
- 2 ボランティアのリーダー、コーディネーター等の養成に努める。
- 3 ボランティアの登録、活動拠点の確保等その受入体制の整備に努める。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
市町村本部長	1 ボランティア活動の普及啓発 2 ボランティアの受入体制の整備
県本部長	ボランティア活動の普及啓発
日本赤十字社岩手県支部	1 ボランティア活動の普及啓発 2 赤十字奉仕団（以下、本節中「日赤奉仕団」という。）のコーディネーターの養成 3 防災ボランティアのリーダー及びサブリーダーの養成
日本赤十字社岩手県支部地区及び分区	ボランティア活動の普及啓発
岩手県社会福祉協議会	1 ボランティア活動の普及啓発 2 ボランティアのリーダー、コーディネーター等の養成
市町村社会福祉協議会	1 ボランティア活動の普及啓発 2 ボランティアのリーダー、コーディネーター等の養成

〔県本部の担当〕

部	課	地方支部班	担当業務
地域振興部	地域企画室	総務班	ボランティア活動の普及啓発

第3 実施要領

1 ボランティア・リーダー等の養成

県本部長及び市町村本部長は、日赤県支部、日赤地区等、県社協、市町村社協と連携し、ボランティア活動について広報等により、普及啓発を行う。

日赤県支部は、日赤奉仕団に対するコーディネーターの養成研修、防災ボランティアのリーダー及びサブリーダーの養成研修を行う。

県社協及び市町村社協は、ボランティアの入門講座、ボランティアのリーダー及びコーディネーターの養成講座など養成研修を行う。

この場合において、日赤県支部、日赤地区等、県社協、市町村社協は、ボランティアが円滑かつ効果的に活動が行われるよう、市町村と連携し、小地域ごとに複数の者が受講するように努める。

市町村本部長は、研修修了者に対し、適宜、次の情報の提供を行う。

- ア 地域事情に関すること
- イ 要援護者の状況
- ウ 要援護者に対する配慮（心構え）
- エ 避難所の状況
- オ 行政機関、関係団体等との連絡調整の方法等

## 2 ボランティアの登録

日赤県支部、日赤地区等、県社協、市町村社協は、あらかじめ、災害時においてボランティア活動に参加する意思を持つ個人及び団体の登録を行う。

ボランティア登録は、経験、専門知識、技術の有無及び活動地域等の別に行う。

## 3 ボランティアの受入体制の整備

市町村本部長は、想定する被災状況に応じ、次の事項をあらかじめ定め、ボランティアの受入体制を整備する。

- ア ボランティアの受入担当課
- イ ボランティアに提供する情報
- ウ ボランティアに提供する装備、資機材
- エ ボランティアの宿泊する施設
- オ ボランティアの活動拠点
- カ ボランティアとの連絡調整の方法
- キ その他必要な事項

県本部長及び市町村本部長は、県社協、市町村社協等と連携し、災害応急対策活動中に死亡、負傷若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった者に補償を行う「ボランティア保険（災害特約付）」への加入について配慮する。

## 4 関係団体等の協力

市町村本部長は、あらかじめ、次の団体と災害時における防災活動への協力方法等について協議する。

- ア 青年団
- イ 婦人会
- ウ 町内会
- エ 自主防災組織等